

国民健康保険税の納付は忘れずに



国民健康保険税は、加入者のみなさんが病気やけがをしたときにかかる医療費に充てる大切な財源です。安心して医療が受けられるよう保険税は納期限内に納めましょう。

納税通知書は7月上旬に送付

納付書が同封されているかたは、納期限内に市役所や金融機関の窓口、コンビニエンスストアで納めてください。

国保税は口座振替で

納付書でお支払い予定のかたには、口座振替の申込書を同封します。ぜひこの機会に、安全・確実・便利な口座振替をご利用ください。

国民健康保険の減免制度

会社の倒産や解雇などで離職したかた、災害や特別の事情で生活が著しく困窮し、納付が困難なかたは、申請により保険税や医療機関での一部負担金の減免を受けられる場合があります。お早めにご相談ください。

滞納処分の強化

税負担の公平性から、滞納処分を強化しています(平成28年度の差押件数：829件)。納付が困難な場合はお早めにご相談ください。

高齢受給者証の送付

70～74歳のかたには8月から使用する高齢受給者証を7月中旬に送付します。

軽減判定所得の拡大

2割、5割軽減の範囲が拡大します(表1)。世帯の総所得金額等が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。ただし、所得が未申告の世帯は対象外です。

加入者数	7割軽減	5割軽減	2割軽減
1人	33万円以下	60万円以下	82万円以下
2人		87万円以下	131万円以下
以下1人増えるごとに		+27万円	+49万円

賦課限度額の引き上げ

地方税法施行令の改正に伴い、平成29年度から国民健康保険税の賦課限度額を引き上げました(表2)。

	内容	医療給付費	後期高齢者支援金	介護納付金
所得割額	前年の総所得金額等から基礎控除額33万円を引いた額の	7.45%	2.5%	1.3%
均等割額	加入者1人につき	28,000円	9,000円	13,000円
限度額	1世帯の上限度額()内は28年度の金額	54万円(52万円)	19万円(17万円)	16万円(変更なし)

70歳以上のかたの自己負担限度額が変わります。

高額療養費制度は、1カ月に支払った医療費の自己負担額が高額になったとき、限度額を超えた金額を申請により払い戻す制度です。



平成29年7月診療分まで

区分		外来(個人単位)の限度額	外来+入院(世帯単位)の限度額
現役並み所得者	課税所得145万円以上	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【多数回44,400円※2】
一般	課税所得145万円未満(※1)	12,000円	44,400円
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

8月診療分から

区分		外来(個人単位)の限度額	外来+入院(世帯単位)の限度額
現役並み所得者	課税所得145万円以上	57,600円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【多数回44,400円※2】
一般	課税所得145万円未満(※1)	14,000円 (年間上限144,000円)	57,600円【多数回44,400円※2】
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。
 ※2 過去12カ月以内に同一世帯で自己負担限度額を超える支給が4回以上あった場合、4回目以降に適用。

問い合わせ・・・国民健康保険課 ☎048-259-7669(国保税)・☎048-259-7670(医療費) FAX048-254-2282

後期高齢者医療制度に加入のみなさんへ

■新しい保険証を送付します。

保険証は、原則8月から1年間有効です。新しい保険証は、7月中旬以降、簡易書留で送付します。

■平成29年度の保険料

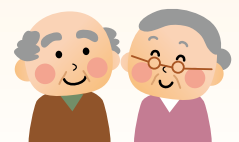
年間保険料 (限度額57万円)	=	均等割額 (42,070円)	+	所得割額 (総所得金額等-33万円)×8.34%
--------------------	---	-------------------	---	-----------------------------

※保険料は埼玉県後期高齢者医療広域連合が2年ごとに決定します。
 ※保険料は個人単位で計算します。

■保険料の納付方法

7月中旬に通知する保険料は、原則年金からの天引きです。年度途中で加入されるかたや年金の受給額が年額18万円未満のかたなどは納付書などで7月～2月の8期に分けて納めてください。

※納付は、口座振替が安全・確実・便利です。ぜひご利用ください。



問い合わせ・・・高齢者保険事業室 ☎048-259-7653 FAX048-258-0670